

平成 27 年 12 月 17 日

一般社団法人 投資信託協会
会長 白川 真 殿

レオス・キャピタルワークス株式会社
代表取締役社長 藤野 英人 ㊞

正会員の財務状況等に関する届出書

当社の財務状況等に係る会計監査が終了いたしましたので、貴協会の定款の施行に関する規則第 10 条第 1 項第 17 号イの規定に基づき、下記のとおり報告いたします。

1. 委託会社等の概況

(1) 資本金の額（本書提出日現在）

資本金の額	100,000千円
会社が発行する株式の総数	300,000株
発行済株式の総数	120,166株

最近 5 年間における資本金の額の増減：

平成22年 9月28日	資本金	199,993千円に増資
平成22年11月 1日	資本金	100,000千円に減資
平成24年 1月31日	資本金	150,009千円に増資
平成24年 3月 2日	資本金	100,000千円に減資
平成24年 7月17日	資本金	199,994千円に増資
平成24年 7月17日	資本金	100,000千円に減資
平成25年 7月17日	資本金	149,999千円に増資
平成25年 7月17日	資本金	100,000千円に減資
平成26年 9月 9日	資本金	150,007千円に増資
平成26年 9月 9日	資本金	100,000千円に減資
平成27年 7月22日	資本金	200,004千円に増資
平成27年 7月22日	資本金	100,000千円に減資

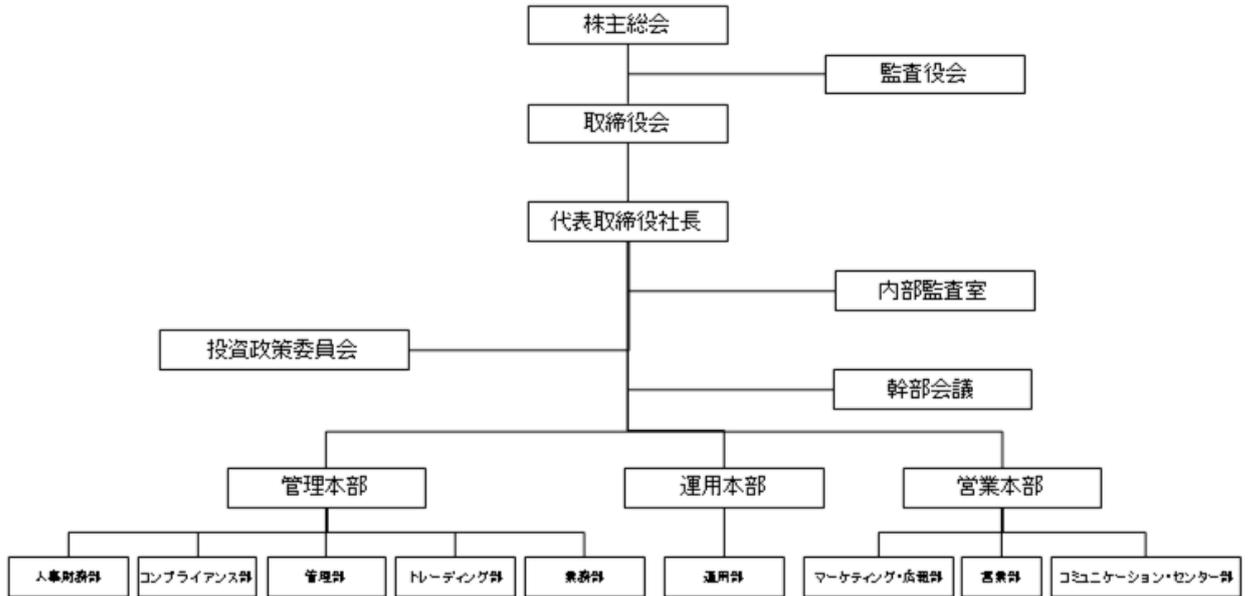
(2) 委託会社の機構

① 会社の意思決定機構

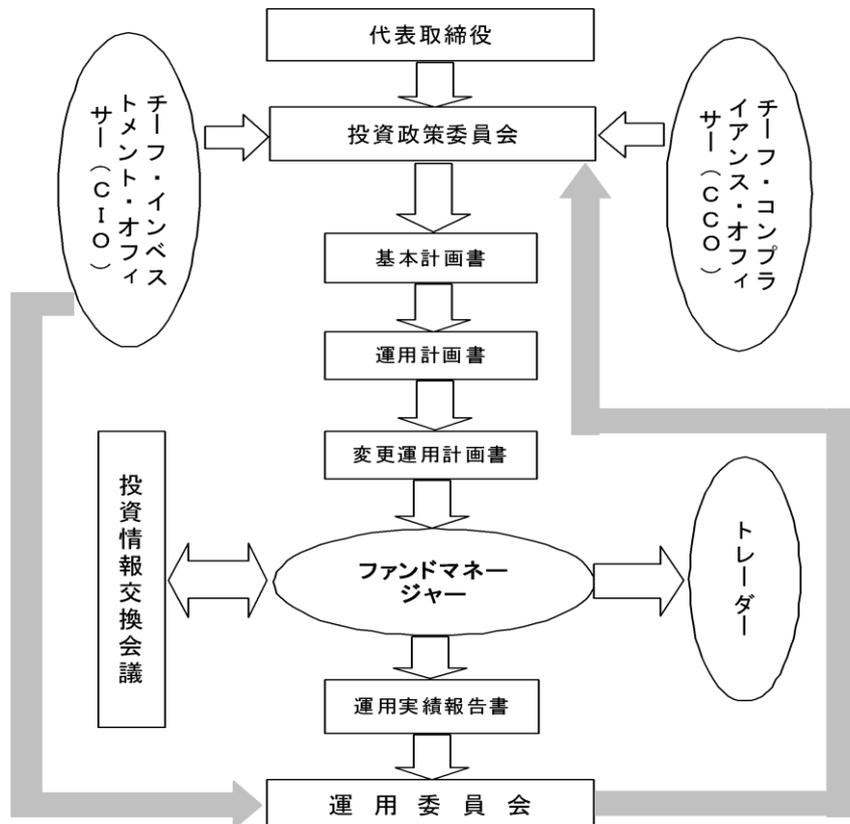
当社の業務執行上重要な事項は、取締役会の決議をもって決定します。取締役は、株主総会において選任され、その任期は、選任後 1 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結のときまでです。

取締役会は、代表取締役若干名を定めます。また、取締役社長を 1 名選任し、必要に応じて役付取締役を若干名定めることができます。代表取締役社長は、会社を代表し、取締役会の決議にしたがい、業務を執行します。

② 組織図



③ 運用の意思決定機構



<代表取締役>

・投資政策委員会の委員長として、「基本計画書」、「運用計画書」、分配政策等を決定します。

<チーフ・インベストメント・オフィサー（CIO）>

・運用委員会の委員長となり、主として、運用にかかわる組織運営、ファンドマネージャーの任命・変更および基本的な運用方針の決定、運用状況の把握等を行ないます。

<投資政策委員会>

・代表取締役、取締役、チーフ・インベストメント・オフィサー（CIO）、チーフ・コンプライアンス・オフィサー（CCO）、運用部長、コンプライアンス部長、管理部長、営業部長等がメンバーとなり、原則として、毎月1回会議を開催します。

・「基本計画書」、投資環境の分析、市場動向の見通し等をふまえて、原則として、毎月作成する「運用計画書」等を審議・決定するほか、運用実績や運用リスクの調査分析を行ないます。

・コンプライアンスの観点から計画書の検証も行なわれます。

<ファンドマネージャー>

・「基本計画書」、「運用計画書」を策定し、投資政策委員会へ提出します。

・投資政策委員会において決定された「基本計画書」、「運用計画書」にしたがって運用を行ない、運用実績について「運用実績報告書」を作成し、運用委員会に提出します。

<運用委員会>

・チーフ・インベストメント・オフィサー（CIO）、運用本部長、運用部長、ファンドマネージャーがメンバーになり、原則として、毎月1回会議を開催します。

・ファンドマネージャーが作成した「運用実績報告書」に基づき、運用状況をチェックします。

・ファンドの運用実績および運用リスクの調査・分析等をチェックします。

<投資情報交換会議>

・チーフ・インベストメント・オフィサー（CIO）、運用本部長、運用部長、ファンドマネージャー、運用部員等がメンバーとなり、原則として、週1回以上会議を開催します。

・信託財産の運用にかかわるあらゆる事項（社会・経済、政治、企業、海外動向等）について討議し、情報を交換します。ファンドマネージャーは、その討議内容を参考にして運用します。

<チーフ・コンプライアンス・オフィサー（CCO）>

・コンプライアンス面から、当社の運用業務およびコンプライアンス部の統括を行ないます。

・コンプライアンス部長とともに投資政策委員会に出席し、審議内容についてチェックします。

・コンプライアンス部の報告等に基づき、必要に応じて運用にかかわる業務改善を指示・命令します。

<トレーダー>

・トレーダーは、ファンドマネージャーからファンドに係る有価証券等の売買等の依頼を受け、取引を実行します。

・トレーダーには、法令諸規則に則り、コンプライアンスに配慮して、発注業務等を行なうことが社内規程で義務付けられています。

当社では、信託財産の適正な運用の確保および受益者との利益相反の防止等を目的として、各種社内諸規程を設けております。

当社の運用体制等は、平成27年10月末現在のものであり、今後変更となる場合があります。

2. 事業の内容及び営業の概況

「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社として、証券投資信託の設定を行なうとともに、「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者として、その運用指図（投資運用業）およびその受益権の募集または私募（第二種金融商品取引業）を行なっています。また、「金融商品取引法」に定める

投資一任契約に係る業務（投資運用業）を行なっています。

平成27年10月末現在、当社は下記のとおり、投資信託の運用を行なっています。

商品分類	本数	純資産(百万円)
追加型株式投資信託	3	87,959

(但し、親投資信託を除きます。)

3. 委託会社等の経理状況

(1) 財務諸表の作成方法について

委託会社であるレオス・キャピタルワークス株式会社(以下「委託会社」という。)の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号)並びに同規則第2条の規定により「金融商品取引業等に関する内閣府令」(平成19年内閣府令第52号)に基づき作成しております。なお、財務諸表の記載金額については、千円未満の端数を切り捨てて表示しております。

(2) 中間財務諸表の作成方法について

委託会社の中間財務諸表は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和52年大蔵省令第38号)ならびに同規則第38条及び第57条の規定により、「金融商品取引業等に関する内閣府令」(平成19年内閣府令第52号)に基づいて作成しております。なお、中間財務諸表の記載金額については、千円未満の端数を切り捨てて表示しております。

(3) 監査証明について

委託会社の財務諸表については、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づいて、東陽監査法人の監査を受けております。

委託会社の中間財務諸表については、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づいて、東陽監査法人の中間監査を受けております。

(4) 連結財務諸表について

委託会社は子会社がありませんので、連結財務諸表及び中間連結財務諸表を作成しておりません。

独立監査人の監査報告書

平成27年5月28日

レオス・キャピタルワークス株式会社

取締役会 御中

東陽監査法人

指定社員 公認会計士 朝貝 省吾 ㊞
業務執行社員

指定社員 公認会計士 田久保 謙 ㊞
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社の経理の状況」に掲げられているレオス・キャピタルワークス株式会社の平成26年4月1日から平成27年3月31日までの第12期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針、その他の注記について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、レオス・キャピタルワークス株式会社の平成27年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

-
- (注) 1. 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（有価証券報告書提出会社）が別途保管しております。
2. XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

(1) 【貸借対照表】

(単位：千円)

	前事業年度 (平成26年3月31日)	当事業年度 (平成27年3月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	136,172	89,529
顧客分別金信託	180,000	240,000
前払費用	1,262	1,195
未収委託者報酬	97,085	183,735
未収投資顧問報酬	14,832	25,675
未収消費税等	850	—
その他	866	679
流動資産合計	431,069	540,814
固定資産		
有形固定資産		
建物	26,618	26,618
減価償却累計額	△15,887	△17,688
建物(純額)	10,730	8,929
工具、器具及び備品	1,803	2,153
減価償却累計額	△1,426	△1,670
工具、器具及び備品(純額)	376	483
有形固定資産合計	11,107	9,412
無形固定資産		
ソフトウェア	2,056	3,556
無形固定資産合計	2,056	3,556
投資その他の資産		
投資有価証券	2,913	2,639
長期前払費用	1,995	1,875
投資その他の資産合計	4,908	4,514
固定資産合計	18,072	17,483
資産合計	449,142	558,298

(単位：千円)

	前事業年度 (平成26年3月31日)	当事業年度 (平成27年3月31日)
負債の部		
流動負債		
関係会社短期借入金	200,000	200,000
預り金	30,400	65,700
未払金	※1 4,383	※1 5,249
未払費用	※1 39,162	※1 71,862
未払法人税等	926	925
未払消費税	—	3,610
前受収益	1,412	1,177
賞与引当金	9,751	10,427
流動負債合計	286,037	358,953
固定負債		
繰延税金負債	2,463	1,939
退職給付引当金	1,161	2,699
資産除去債務	18,121	18,374
固定負債合計	21,746	23,012
負債合計	307,783	381,965
純資産の部		
株主資本		
資本金	100,000	100,000
資本剰余金		
資本準備金	100,000	100,000
その他資本剰余金	779,484	879,500
資本剰余金合計	879,484	979,500
利益剰余金		
利益準備金	1,345	1,345
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金	△839,471	△904,513
利益剰余金合計	△838,125	△903,167
株主資本合計	141,359	176,332
評価・換算差額等合計	—	—
純資産合計	141,359	176,332
負債純資産合計	449,142	558,298

(2) 【損益計算書】

(単位：千円)

	前事業年度		当事業年度	
	(自 平成25年4月1日	至 平成26年3月31日)	(自 平成26年4月1日	至 平成27年3月31日)
営業収益				
委託者報酬		155,141		304,160
投資顧問報酬		129,374		141,505
営業収益計		284,516		445,666
営業費用				
調査費		33,989		49,700
支払手数料		30,087		74,909
営業雑経費		13,481		17,728
通信費		5,795		6,321
諸会費		1,571		1,666
その他		6,114		9,739
営業費用計		77,558		142,338
一般管理費				
給料		125,772		152,704
給料・手当		97,244		118,495
賞与		903		1,549
賞与引当金繰入額		26,950		30,684
退職給付費用		674		1,975
法定福利費		17,053		20,453
旅費交通費		9,782		13,837
租税公課		1,564		1,142
不動産賃借料	※1	53,429	※1	51,875
減価償却費		3,012		3,548
諸経費	※1	91,371	※1	123,864
一般管理費計		301,986		367,425
営業損失(△)		△95,028		△64,097
営業外収益				
受取利息		103		122
受取配当金		30		—
投資事業有限責任組合運用益		1,750		600
為替差益		—		1,704
その他		206		106
営業外収益計		2,090		2,533
営業外費用				

支払利息	※1	2,087	※1	3,051
為替差損		500		—
その他		118		0
営業外費用計		2,706		3,052
経常損失 (△)		△95,645		△64,616
税引前当期純損失 (△)		△95,645		△64,616
法人税、住民税及び事業税		950		950
法人税等調整額		△493		△524
法人税等計		456		425
当期純損失 (△)		△96,101		△65,042

(3) 【株主資本等変動計算書】

前事業年度（自 平成 25 年 4 月 1 日 至 平成 26 年 3 月 31 日）

(単位：千円)

	株主資本					
	資本金	資本剰余金			利益剰余金	
		資本準備金	その他 資本剰余金	資本剰余金 合計	利益準備金	その他 利益剰余金
					繰越利益 剰余金	
当期首残高	100,000	100,000	679,486	779,486	1,345	△743,370
当期変動額						
新株の発行	49,999	49,999		49,999		
その他資本剰余金への振替	△49,999	△49,999	99,998	49,999		
当期純損失 (△)						△96,101
株主資本以外の項目の当期変動額 (純額)						
当期変動額合計	—	—	99,998	99,998	—	△96,101
当期末残高	100,000	100,000	779,484	879,484	1,345	△839,471

	株主資本		評価・換算差額等		純資産合計
	利益剰余金	株主資本合計	その他有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等合計	
	利益剰余金 合計				
当期首残高	△742,024	137,461	115	115	137,577
当期変動額					
新株の発行		99,998			99,998
その他資本剰余金への振替		—			—
当期純損失 (△)	△96,101	△96,101			△96,101
株主資本以外の項目の当期変動額 (純額)		—	△115	△115	△115
当期変動額合計	△96,101	3,897	△115	△115	3,782
当期末残高	△838,125	141,359	—	—	141,359

当事業年度（自 平成 26 年 4 月 1 日 至 平成 27 年 3 月 31 日）

（単位：千円）

	株主資本					
	資本金	資本剰余金			利益剰余金	
		資本準備金	その他 資本剰余金	資本剰余金 合計	利益準備金	その他 利益剰余金 繰越利益 剰余金
当期首残高	100,000	100,000	779,484	879,484	1,345	△839,471
当期変動額						
新株の発行	50,007	50,007		50,007		
その他資本剰余金への振替	△50,007	△50,007	100,015	50,007		
当期純損失（△）						△65,042
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）						
当期変動額合計	—	—	100,015	100,015	—	△65,042
当期末残高	100,000	100,000	879,500	979,500	1,345	△904,513

	株主資本		純資産合計
	利益剰余金	株主資本合計	
	利益剰余金 合計		
当期首残高	△838,125	141,359	141,359
当期変動額			
新株の発行		100,015	100,015
その他資本剰余金への振替		—	—
当期純損失（△）	△65,042	△65,042	△65,042
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）		—	
当期変動額合計	△65,042	34,973	34,973
当期末残高	△903,167	176,332	176,332

注記事項

(重要な会計方針)

1. 資産の評価基準及び評価方法

有価証券

売買目的有価証券

決算日の市場価格等に基づく時価法（売却原価は、移動平均法により算定しております。）

その他有価証券（営業投資有価証券を含む。）

時価のあるもの

決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定しております。）

時価のないもの

投資事業有限責任組合出資金については、当該投資事業組合の直近の決算書の当社持分割合で評価、その他については移動平均法による原価法

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産（リース資産を除く）

定率法を採用しております。

主な耐用年数は、次のとおりです。

建物 15～18年

工具、器具および備品 5～6年

(2) 無形固定資産（リース資産を除く）

ソフトウェア

定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づいております。

3. 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、期末日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

4. 引当金の計上基準

(1) 賞与引当金

従業員に対する賞与の支払いに備えるため、支給見込額に基づき計上しております。

(2) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務の見積額に基づき、当事業年度末において発生していると認められる額を計上しております。なお、退職給付債務の計算に当たっては、退職一時金制度に基づく期末自己都合要支給額を基礎として計算しております。

5. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項

消費税等の会計処理

税抜方式によっております。

(貸借対照表関係)

※1 関係会社項目

関係会社に対する資産及び負債には、区分掲記されたもののほか次のものがあります。

	前事業年度 (平成26年3月31日)	当事業年度 (平成27年3月31日)
流動負債		
未払金	129 千円	136 千円
未払費用	9,497 千円	9,262 千円

(損益計算書関係)

※1 関係会社との取引に係るものが次のとおりに含まれております。

	前事業年度 (自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日)	当事業年度 (自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)
不動産賃貸料	53,429 千円	48,725 千円
経営指導料	42,900 千円	48,528 千円
支払利息	2,087 千円	3,051 千円

(株主資本等変動計算書関係)

前事業年度 (自 平成 25 年 4 月 1 日 至 平成 26 年 3 月 31 日)

1. 発行済株式の種類および総数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首 株式数 (株)	当事業年度増加 株式数 (株)	当事業年度減少株式 数 (株)	当事業年度末 株式数 (株)
普通株式	19,095	13,881	—	32,976

(変動事由の概要) 普通株式の発行済株式の増加は、募集株式の発行 13,881 株によるものであります。

2. 配当に関する事項

該当事項はありません。

当事業年度 (自 平成 26 年 4 月 1 日 至 平成 27 年 3 月 31 日)

1. 発行済株式の種類および総数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首 株式数 (株)	当事業年度増加 株式数 (株)	当事業年度減少株式 数 (株)	当事業年度末 株式数 (株)
普通株式	32,976	23,330	—	56,306

(変動事由の概要) 普通株式の発行済株式の増加は、募集株式の発行 23,330 株によるものであります。

2. 配当に関する事項

該当事項はありません。

(リース取引関係)

1. オペレーティング・リース取引

オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料

(単位：千円)

	前事業年度 (平成26年3月31日)	当事業年度 (平成27年3月31日)
1年内	14,477	—
1年超	—	—
合計	14,477	—

(金融商品関係)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は、資金運用については、短期的な預金等に限定し、親会社からの借入により資金を調達しております。デリバティブ取引は行っておりません。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である未収投資顧問報酬のうち助言契約に基づく債権は、顧客の信用リスクに晒されておりま
す。また、外貨建ての営業債権は、為替の変動リスクに晒されています。

有価証券及び投資有価証券は、主として株式であり、市場価格の変動リスクに晒されています。

債務である未払費用及び預り金は、そのほとんどが1ヶ月以内の支払期日であります。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

① 信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

営業債権については、諸規程等に沿って管理部が顧客相手ごとに残高を管理しております。

② 市場リスク（為替や金利等の変動リスク）の管理

有価証券及び投資有価証券については、定期的に時価や発行会社の財務状況等の把握を行っておりま
す。

③ 資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払を実行できなくなるリスク）の管理

各部署からの計画に基づき管理部が適時に資金繰計画を作成・更新するとともに、手許流動性の維持
などにより流動性リスクを管理しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額
が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件を採用
することにより、当該価額が変動することがあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握するこ
とが極めて困難と認められるものは次表には含まれておりません（注2）を参照ください。

前事業年度（平成26年3月31日）

	貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
(1) 現金及び預金	136,172	136,172	—
(2) 顧客分別金信託	180,000	180,000	—
(3) 未収委託者報酬及び 未収投資顧問報酬	111,918	111,918	—
資産計	428,090	428,090	—
(1) 関係会社短期借入金	200,000	200,000	—
(2) 未払金	4,383	4,383	—
(3) 未払費用	39,162	39,162	—
(4) 預り金	30,400	30,400	—
負債計	273,946	273,946	—

当事業年度（平成27年3月31日）

	貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
(1) 現金及び預金	89,529	89,529	—
(2) 顧客分別金信託	240,000	240,000	—
(3) 未収委託者報酬及び 未収投資顧問報酬	209,410	209,410	—
資産計	538,940	538,940	—
(1) 関係会社短期借入金	200,000	200,000	—
(2) 未払金	5,249	5,249	—
(3) 未払費用	71,862	71,862	—

(4) 預り金	65,700	65,700	—
負債計	342,812	342,812	—

(注1) 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項

資産

(1) 現金及び預金、(2) 顧客分別金信託及び(3) 未収委託者報酬及び未収投資顧問報酬

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

負債

(1) 関係会社短期借入金、(2) 未払金、(3) 未払費用及び(4) 預り金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(注2) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

(単位：千円)

区分	前事業年度 (平成26年3月31日)	当事業年度 (平成27年3月31日)
非上場株式	0	0
投資事業組合	2,913	2,639

これらについては、市場価格がなく、かつ、将来キャッシュフローを見積ることが出来ず、時価を把握することが極めて困難です。

(注3) 金銭債権の決算日後の償還予定額

前事業年度 (平成26年3月31日)

	1年以内 (千円)	1年超 5年以内 (千円)	5年超 10年以内 (千円)	10年超 (千円)
未収委託者報酬及び 未収投資顧問報酬	111,918	—	—	—
合計	111,918	—	—	—

当事業年度 (平成27年3月31日)

	1年以内 (千円)	1年超 5年以内 (千円)	5年超 10年以内 (千円)	10年超 (千円)
未収委託者報酬及び 未収投資顧問報酬	209,410	—	—	—
合計	209,410	—	—	—

(注4) 金銭債務の決算日後の返済予定額

前事業年度 (平成26年3月31日)

	1年以内 (千円)	1年超 5年以内 (千円)	5年超 10年以内 (千円)	10年超 (千円)
関係会社短期借入金	200,000	—	—	—
合計	200,000	—	—	—

当事業年度 (平成27年3月31日)

	1年以内 (千円)	1年超 5年以内 (千円)	5年超 10年以内 (千円)	10年超 (千円)

関係会社短期借入金	200,000	—	—	—
合計	200,000	—	—	—

(有価証券関係)

1. 売買目的有価証券

該当事項はありません。

2. その他有価証券

前事業年度（平成26年3月31日）

該当事項はありません。

当事業年度（平成27年3月31日）

該当事項はありません。

3. 売却したその他有価証券

前事業年度（自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日）

種類	売却額（千円）	売却益の合計額（千円）	売却損の合計額（千円）
(1) 株式	268	118	—
(2) 債券			
① 国債・地方債等	—	—	—
② 社債	—	—	—
③ その他	—	—	—
(3) その他	117	8	—
合計	386	126	—

当事業年度（自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日）

該当事項はありません。

4. 減損処理を行った有価証券

前事業年度（自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日）

該当事項はありません。

当事業年度（自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日）

該当事項はありません。

(デリバティブ取引関係)

該当事項はありません。

(退職給付関係)

1. 採用している退職金制度の概要

当社は、従業員の退職給付に充てるため、非積立型の確定給付制度を採用しております。退職一時金制度（非積立型制度であります。）では、退職給付として、給与と勤務期間に基づいた一時金を支給しております。

なお、当社が有する退職一時金制度は、簡便法により退職給付引当金及び退職給付費用を計算しております。

2. 簡便法を適用した確定給付制度

(1) 簡便法を適用した制度の、退職給付引当金の期首残高と期末残高の調整表

	前事業年度	当事業年度
	(自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日)	(自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)
退職給付引当金の期首残高	487 千円	1,161 千円
退職給付費用	674 千円	1,538 千円
退職給付の支払額	—千円	—千円
退職給付引当金の期末残高	1,161 千円	2,699 千円

(2) 退職給付債務と貸借対照表に計上された退職給付引当金の調整表

	前事業年度	当事業年度
	(自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日)	(自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)
非積立型制度の退職給付債務	1,161 千円	2,699 千円
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	1,161 千円	2,699 千円
退職給付引当金	1,161 千円	2,699 千円
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	1,161 千円	2,699 千円

(3) 退職給付費用

	前事業年度	当事業年度
	(自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日)	(自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)
簡便法で計算した退職給付費用	674 千円	1,538 千円

(ストック・オプション等関係)

該当事項はありません。

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	前事業年度	当事業年度
	(平成26年3月31日)	(平成27年3月31日)
繰延税金資産		
賞与引当金	3,542 千円	3,579 千円
退職給付引当金	421	926
未払費用	475	826
減損損失	299	144
営業投資有価証券評価損	2,107	1,991
未払事業所税	188	199
資産除去債務	6,583	6,307
繰越欠損金	482,311	434,784
繰越税金資産小計	495,929	448,761
評価性引当額	△495,929	△448,761
繰延税金資産合計	—	—

繰延税金負債		
減価償却	△2,463	△1,939
繰延税金負債合計	△2,463	△1,939
繰延税金負債の純額	△2,463	△1,939

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳
 税引前当期純損失となったため、記載を省略しております。

(持分法損益等)

該当事項はありません。

(企業結合等関係)

該当事項はありません。

(資産除去債務関係)

資産除去債務のうち貸借対照表に計上しているもの

イ 当該資産除去債務の概要

事務所の不動産賃貸借契約に伴う原状回復義務等であります。

ロ 当該資産除去債務の金額の算定方法

使用見込期間を取得から15年と見積り、割引率は1.395%を使用して資産除去債務の金額を計算しております。

ハ 当該資産除去債務の総額の増減

	前事業年度	当事業年度
	(自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日)	(自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)
期首残高	17,871 千円	18,121 千円
有形固定資産の取得に伴う増加額	—	—
時の経過による調整額	249	252
資産除去債務の履行による減少額	—	—
その他増減額 (△は減少)	—	—
期末残高	18,121	18,374

(セグメント情報等)

セグメント情報

1. 報告セグメントの概要

当社は、投信投資顧問業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

2. 報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、資産、負債その他の金額の算定方法

当社は、投信投資顧問業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

3. 報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、資産、負債その他の金額に関する情報

当社は、投信投資顧問業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

4. 報告セグメント合計額と財務諸表計上額との差額及び当該差額の主な内容 (差異調整に関する事項)

当社は、投信投資顧問業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

関連情報

1. 製品及びサービスごとの情報

投信投資顧問業の外部顧客への営業収益が損益計算書の営業収益の 90%を超えるため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

当社の本邦以外の外部顧客に対する取引については、重要性が乏しいことから、記載を省略しております。また、当社の本邦以外に所在している有形固定資産はありません。

3. 主要な顧客ごとの情報

主要な顧客ごとの情報について、記載すべき重要なものはありません。

報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報

該当事項はありません。

報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報

該当事項はありません。

報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報

該当事項はありません。

関連当事者情報

1. 関連当事者との取引

(ア) 財務諸表提出会社の親会社及び法人主要株主（会社等の場合に限る。）等
前事業年度（自 平成 26 年 4 月 1 日 至 平成 27 年 3 月 31 日）

（単位：千円）

種類	会社等の名称	所在地	資本金 （百万円）	事業の内容	議決権等の所有（被所有）割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
親会社	㈱ I S ホールディングス	東京都千代田区	600	持株会社	(被所有) 直接 99.9%	役員 2 名	資金の借入	850,000	関係会社短期借入金	200,000
							第三者割当増資の引受	99,998	資本金	—
									資本準備金	—
							借入利息	2,087	未払費用	9,497
							賃貸料等	56,346		
							経営指導料	42,900		
その他	4,676	未払金	129							

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注 1) 資金の借入については、市場金利を勘案して利率を合理的に決定しております。

(注 2) 第三者割当増資による新株の割り当ては、1 株につき 7,204 円で行なっております。

(注 3) 事務所の賃貸料については、価格その他の取引条件は、市場実勢を勘案し、決定しております。

(注 4) 経営指導料については、業務の内容等を勘案して決定しております。

(注 5) 取引金額には消費税等を含めておりません。期末残高には消費税等を含めております。

当事業年度（自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日）

（単位：千円）

種類	会社等の名称	所在地	資本金 （百万円）	事業の内容	議決権等の所有（被所有）割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
親会社	㈱ I Sホールディングス	東京都千代田区	600	持株会社	(被所有) 直接 99.9%	役員の兼任 2名	資金の借入	-	関係会社短期借入金	200,000
							第三者割当増資の引受	100,015	資本金	-
									資本準備金	-
							借入利息	3,051	未払費用	9,262
							賃貸料等	48,725		
							経営指導料	48,528		
その他	3,334	未払金	136							

取引条件及び取引条件の決定方針等

- (注1) 資金の借入については、市場金利を勘案して利率を合理的に決定しております。
(注2) 第三者割当増資による新株の割り当ては、1株につき4,287円で行なっております。
(注3) 事務所の賃貸料については、価格その他の取引条件は、市場実勢を勘案し、決定しております。
(注4) 経営指導料については、業務の内容等を勘案して決定しております。
(注5) 取引金額には消費税等を含めておりません。期末残高には消費税等を含めております。

2. 親会社又は重要な関連会社に関する注記

(1) 親会社情報

株式会社 I Sホールディングス（未上場）

(1株当たり情報)

	前事業年度 (自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日)	当事業年度 (自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)
1株当たり純資産額	4,286.64円	3,131.64円
1株当たり当期純損失金額	3,324.43円	1,413.46円

(注) 1. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、1株当たり当期純損失金額であり、また、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

2. 1株当たり当期純損失金額の算定上の基礎は、次のとおりであります。

	前事業年度 (自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日)	当事業年度 (自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)
当期純損失金額（千円）	96,101	65,042
普通株主に帰属しない金額（千円）	-	-
普通株式に係る当期純損失金額（千円）	96,101	65,042
期中平均株式数（株）	28,907	46,015

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書

平成27年11月27日

レオス・キャピタルワークス株式会社

取締役会 御中

東陽監査法人

指定社員 公認会計士 朝貝 省吾 ㊞
業務執行社員

指定社員 公認会計士 田久保 謙 ㊞
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられているレオス・キャピタルワークス株式会社の平成27年4月1日から平成28年3月31日までの第13期事業年度の中間会計期間（平成27年4月1日から平成27年9月30日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書、中間株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について中間監査を行った。

中間財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した中間監査に基づいて、独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得るために、中間監査に係る監査計画を策定し、これに基づき中間監査を実施することを求めている。

中間監査においては、中間財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するために年度監査と比べて監査手続の一部を省略した中間監査手続が実施される。中間監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続が選択及び適用される。中間監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。また、中間監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め中間財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間監査意見

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、レオス・キャピタルワークス株式会社の平成27年9月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する中間会計期間（平成27年4月1日から平成27年9月30日まで）の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

- (注) 1. 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（有価証券報告書提出会社）が別途保管しております。
2. XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

【中間財務諸表等】
中間財務諸表
(1) 【中間貸借対照表】

(単位：千円)

当中間会計期間 (平成27年9月30日)	
資産の部	
流動資産	
現金及び預金	127,174
顧客分別金信託	457,000
未収委託者報酬	316,983
未収投資顧問報酬	27,666
その他	4,054
流動資産合計	932,878
固定資産	
有形固定資産	
建物	26,618
減価償却累計額	△18,438
建物（純額）	8,180
工具、器具及び備品	2,153
減価償却累計額	△1,813
工具、器具及び備品（純額）	339
有形固定資産合計	8,519
無形固定資産	
ソフトウェア	3,040
無形固定資産合計	3,040
投資その他の資産	
投資有価証券	2,198
長期前払費用	1,598
投資その他の資産合計	3,797
固定資産合計	15,356
資産合計	948,235

(単位：千円)

当中間会計期間
(平成27年9月30日)

負債の部	
流動負債	
関係会社短期借入金	200,000
預り金	162,125
未払金	7,534
未払費用	119,657
未払法人税等	475
役員賞与引当金	4,777
賞与引当金	13,620
その他	※1 8,870
流動負債合計	517,061
固定負債	
繰延税金負債	1,777
退職給付引当金	5,382
資産除去債務	18,502
固定負債合計	25,661
負債合計	542,723
純資産の部	
株主資本	
資本金	100,000
資本剰余金	
資本準備金	100,000
その他資本剰余金	1,079,510
資本剰余金合計	1,179,510
利益剰余金	
利益準備金	1,345
その他利益剰余金	
繰越利益剰余金	△875,343
利益剰余金合計	△873,997
株主資本合計	405,512
評価・換算差額等	
評価・換算差額等合計	—
純資産合計	405,512
負債純資産合計	948,235

(2) 【中間損益計算書】

(単位：千円)

当中間会計期間	
(自 平成27年4月1日	
至 平成27年9月30日)	
営業収益	
委託者報酬	298,089
投資顧問報酬	77,085
その他営業収益	330
営業収益計	375,504
売上原価	0
売上総利益	375,504
営業費用	131,571
一般管理費	※1 212,059
営業利益	31,874
営業外収益	※2 123
営業外費用	※3 2,496
経常利益	29,501
税引前中間純利益	29,501
法人税、住民税及び事業税	492
法人税等調整額	△161
法人税等合計	330
中間純利益	29,170

(3) 【中間株主資本等変動計算書】

当中間会計期間（自 平成27年4月1日 至 平成27年9月30日）

(単位:千円)

	株主資本					
	資本金	資本剰余金			利益剰余金	
		資本準備金	そ の 他 資本剰余金	資本剰余金 合 計	利益準備金	そ の 他 利益剰余金 繰越利益 剰余金
当期首残高	100,000	100,000	879,500	979,500	1,345	△904,513
当中間期変動額						
新株の発行	100,004	100,004		100,004		
その他資本剰余金への 振替	△100,004	△100,004	200,009	100,004		
中間純利益						29,170
株主資本以外の項目の 当中間期変動額（純額）						
当中間期変動額合計	—	—	200,009	200,009	—	29,170
当中間期末残高	100,000	100,000	1,079,510	1,179,510	1,345	△875,343

	株主資本		純資産合計
	利益剰余金	株主資本合計	
	利益剰余金 合 計		
当期首残高	△903,167	176,332	176,332
当中間期変動額			
新株の発行		200,009	200,009
その他資本剰余金への 振替		—	—
中間純利益	29,170	29,170	29,170
株主資本以外の項目の 当中間期変動額（純額）			—
当中間期変動額合計	29,170	229,179	229,179
当中間期末残高	△873,997	405,512	405,512

(重要な会計方針)

1. 資産の評価基準及び評価方法

有価証券

売買目的有価証券

中間決算日の市場価格等に基づく時価法（売却原価は、移動平均法により算定しております。）

その他有価証券（営業投資有価証券を含む。）

時価のあるもの

中間決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定しております。）

時価のないもの

投資事業有限責任組合出資金については、当該投資事業組合の直近の決算書の当社持分割合で評価、その他については移動平均法による原価法

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産（リース資産を除く）

定率法を採用しております。

主な耐用年数は、次のとおりです。

建物 10～15年

工具、器具および備品 5～6年

(2) 無形固定資産（リース資産を除く）

ソフトウェア

定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づいております。

3. 引当金の計上基準

(1) 賞与引当金

従業員に対する賞与の支払いに備えるため、支給見込額の当中間会計期間負担額を計上しております。

(2) 役員賞与引当金

役員に対する賞与の支払いに備えるため、支給見込額の当中間会計期間負担額を計上しております。

(3) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務の見積額に基づき、当中間会計期間末において発生していると認められる額を計上しております。なお、退職給付債務の計算に当たっては、退職一時金制度に基づく期末自己都合要支給額を基礎として計算しております。

4. 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、中間決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

5. その他中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項

消費税等の会計処理

税抜方式によっております。

【注記事項】

(中間貸借対照表関係)

※ 1. 消費税等の取り扱い

当中間会計期間において、仮払消費税等及び仮受消費税等は、相殺のうえ、金額的重要性が乏しいため、流動負債の「その他」に含めて表示しております。

2. 当社は、運転資金の効率的な調達を行うため株式会社 I Sホールディングスと貸出コミットメント契約を締結しております。

中間会計期間末における貸出コミットメントに係る借入金未実行残高等は、次の通りであります。

	当中間会計期間 (平成27年9月30日)	
貸出コミットメントの総額	500,000	千円
貸出実行残高	—	千円
差引額	500,000	千円

(中間損益計算書関係)

※ 1. 減価償却実施額

	当中間会計期間 (自 平成27年4月1日 至 平成27年9月30日)	
有形固定資産	892	千円
無形固定資産	516	千円

※ 2. 営業外収益のうち主要な費目及び金額は、次のとおりであります。

	当中間会計期間 (自 平成27年4月1日 至 平成27年9月30日)	
受取利息	87	千円

※ 3. 営業外費用のうち主要な費目及び金額は、次のとおりであります。

	当中間会計期間 (自 平成27年4月1日 至 平成27年9月30日)	
支払利息	1,550	千円
投資事業組合運用損	440	千円
為替差損	506	千円

(中間株主資本等変動計算書関係)

当中間会計期間 (自 平成27年4月1日 至 平成27年9月30日)

1. 発行済株式の種類および総数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首 (株)	当中間会計期間 増加 (株)	当中間会計期間 減少 (株)	当中間会計期間末 (株)
普通株式	56,306	63,860	—	120,166

(変動事由の概要) 普通株式の発行済株式の増加は、募集株式の発行 63,860 株によるものであります。

2. 配当に関する事項

該当事項はありません。

(リース取引関係)

該当事項はありません。

(金融商品関係)

当中間会計期間末 (平成27年9月30日)

金融商品の時価等に関する事項

平成27年9月30日における中間貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは含まれておりません ((注2) を参照ください)。

	中間貸借対照表 計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
(1) 現金及び預金	127,174	127,174	—
(2) 顧客分別金信託	457,000	457,000	—
(3) 未収委託者報酬及び 未収投資顧問報酬	344,649	344,649	—
資産計	928,824	928,824	—
(1) 関係会社短期借入金	200,000	200,000	—
(2) 未払金	7,534	7,534	—
(3) 未払費用	119,657	119,657	—
(4) 預り金	162,125	162,125	—
負債計	489,317	489,317	—

(注1) 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項

資産

(1) 現金及び預金、(2) 顧客分別金信託及び(3) 未収委託者報酬及び未収投資顧問報酬

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にはほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

負債

(1) 関係会社短期借入金、(2) 未払金、(3) 未払費用及び(4) 預り金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にはほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(注2) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

区分	中間貸借対照表計上額 (千円)
非上場株式	0
投資事業有限責任組合出資金	2,198

これらについては、市場価格がなく、かつ、将来キャッシュフローを見積ることが出来ず、時価を把握することが極めて困難と認められるものであるため、金融商品の時価等に関する事項には含めておりません。

(有価証券関係)

該当事項はありません。

(デリバティブ取引関係)

該当事項はありません。

(ストック・オプション等関係)

該当事項はありません。

(持分法損益等)

該当事項はありません。

(資産除去債務関係)

当中間会計期間 (平成 27 年 9 月 30 日)

資産除去債務のうち中間貸借対照表に計上しているもの

当中間会計期間における当該資産除去債務の総額の増減

当事業年度期首残高	18,374 千円
有形固定資産の取得に伴う増加額	－千円
時の経過による調整額	128 千円
資産除去債務の履行による減少額	－千円
その他増減額 (△は減少)	－千円
当中間会計期間末残高	<u>18,502 千円</u>

(セグメント情報等)

1. セグメント情報

当社は、投信投資顧問業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

2. 関連情報

当中間会計期間 (自 平成 27 年 4 月 1 日 至 平成 27 年 9 月 30 日)

(ア) 製品及びサービスごとの情報

投信投資顧問業の外部顧客への営業収益が中間損益計算書の営業収益の 90%を超えるため、記載を省略しております。

(イ) 地域ごとの情報

当社の本邦以外の外部顧客に対する取引については、重要性が乏しいことから、記載を省略しております。また、当社の本邦以外に所在している有形固定資産はありません。

(ウ) 主要な顧客ごとの情報

当社は、単一の外部顧客への営業収益が中間損益計算書の営業収益の10%以上に該当する顧客がありますが、守秘義務を負っているため記載をしておりません。

3. 報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報

該当事項はありません。

4. 報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報

該当事項はありません。

5. 報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報

該当事項はありません。

(1 株当たり情報)

当中間会計期間 (自 平成27年4月1日 至 平成27年9月30日)	
1株当たり純資産額	3,374円58銭
1株当たり中間純利益金額	359円75銭

(注) 1株当たり中間純利益金額の算定上の基礎は、次のとおりであります。

	当中間会計期間 (自 平成27年4月1日 至 平成27年9月30日)
中間純利益 (千円)	29,170
普通株主に帰属しない金額 (千円)	—
普通株式に係る中間純利益金額 (千円)	29,170
普通株式の期中平均株式数 (株)	81,082

なお、当中間会計期間の潜在株式調整後1株当たり中間純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

(重要な後発事象)

新株予約権 (ストック・オプション) の発行

当社は、平成27年9月29日開催の当社臨時株主総会において承認可決されました「当社の従業員に対してストック・オプションとして発行する新株予約権の募集事項の決定を当社取締役会に委任する件」に基づき、平成27年11月18日開催の取締役会において、新株予約権の募集事項を決定し、当該新株予約権を発行することを決議いたしました。

(1) 銘柄

レオス・キャピタルワークス株式会社第4回新株予約権

(2) 新株予約権の数

5,952 個

(3) 新株予約権の割当日

平成 27 年 12 月 1 日 (火)

(4) 新株予約権の目的である株式の種類及び数

普通株式 5,952 株 (新株予約権 1 個当たりの目的である株式の数 1 株)

なお、当社が当社普通株式につき株式分割又は株式併合を行なう場合、次の算式により目的である株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的である株式の数についてのみ行なわれ、調整の結果 1 株未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割・併合の比率

上記算式における調整前行使価額及び調整後行使価額は、下記(7)に定める調整前行使価額及び調整後行使価額とする。

(5) 新株予約権の払込金額

無償とする。

(6) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

新株予約権の行使に際して出資される財産は金銭とし、その金額は、新株予約権 1 個当たり、新株予約権の行使により発行する株式 1 株当たりの払込金額 (以下、「行使価額」という。)に、上記(4)に定める新株予約権 1 個当たりの目的である株式の数を乗じた金額とし、当初の行使価額は金 3,132 円とする。ただし、下記(7)に定める事由が生じた場合、上記行使価額も同様に調整される。

(7) 行使価額の調整

① 新株予約権発行後、以下の各事由が生じたときは、以下の各規定に従い行使価額を調整するものとする。

ア 当社が株式分割又は株式併合を行なう場合

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

調整後の行使価額は、株式分割の場合はその基準日の翌日以降、株式併合の場合はその効力発生日以降、これを適用する。

イ 当社が時価 (下記②イに規定される時価をいう。以下同じ。)を下回る価額 (無償割当ての場合を含む。)で普通株式を発行し又は当社の保有する普通株式を処分する場合 (新株予約権 (新株予約権付社債に付されたものを含む。))の行使による場合、又は当社の発行した取得請求権付株式、取得条項付株式もしくは取得条項付新株予約権 (新株予約権付社債に付されたものを含む。))の取得と引換えに行なう場合を除く。)

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

上記算式中の既発行株式数には当社が保有する普通株式を含まないものとし、また、新規発

行株式数には処分する当社が保有する普通株式数を含むものとし、その場合の1株当たり払込金額は1株当たり処分価額と読み替えるものとする。

調整後の行使価額は、払込期日（募集に際して払込期間が設けられているときは、当該払込期間の最終日とする。以下同じ。）の翌日以降、また、当社の普通株式の株主（以下、「普通株主」という。）に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合はその日の翌日以降、これを適用する。

ウ 当社が時価を下回る価額をもって普通株式を発行しもしくは当社の保有する普通株式を処分する旨の定めがある取得請求権付株式、取得条項付株式もしくは取得条項付新株予約権を発行する場合、又は時価を下回る価額をもって普通株式を発行しもしくは当社の保有する普通株式を処分することを請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）を発行する場合

調整後の行使価額は、発行される取得請求権付株式、取得条項付株式もしくは取得条項付新株予約権又は新株予約権のすべてが発行当初の条件で取得又は行使されたものとみなして、上記イに規定する行使価額調整式を準用して算出するものとし、払込期日（新株予約権の場合は割当日、また、無償割当ての場合は効力発生日）の翌日以降これを適用する。ただし、株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合には、その日の翌日以降これを適用する。

② ア 行使価額の調整により生じる1円未満の端数は切り上げるものとする。

イ 行使価額調整式で使用する時価は、当社の普通株式がいずれかの金融商品取引所に上場される前においては、調整後の行使価額を適用する日の前日において有効な行使価額を適用し、当社の普通株式がいずれかの金融商品取引所に上場された場合においては、調整後の行使価額を適用する日に先立つ45取引日目に始まる30取引日（終値のない日数を除く。）の当該金融商品取引所における当社の普通株式の普通取引の毎日の終値（気配表示を含む。）の平均値（円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を切り捨てる。）を適用する。

③ 上記①アないしウのほか、当社が資本金の額の減少、合併、会社分割、株式交換を行なう場合、その他これらの場合に準じて行使価額の調整を必要とする場合、当社は必要と認める行使価額の調整を行なうものとする。

④ 上記①又は③により行使価額の調整を行なったときは、当社は新株予約権原簿に記載された新株予約権者に通知するものとする。

(8) 新株予約権を行使することができる期間

平成29年10月1日から平成37年8月31日までとする。

(9) 新株予約権の行使により株式を発行する場合の増加する資本金及び資本準備金に関する事項

新株予約権の行使により株式を発行する場合の増加する資本金の額は、会社計算規則第40条第1項の定めるところに従って算出された資本金等増加限度額に0.5を乗じた金額とし、計算の結果1円未満の端数を生じる場合はその端数を切り上げた額とする。増加する資本準備金の額は、資本等増加限度額より増加する資本金の額を減じた額とする。

(10) 新株予約権の行使の条件

① 新株予約権の割当てを受けた者は、新株予約権行使時においても当社又は当社子会社の取締役、

監査役又は従業員の地位にあることもしくは当社と顧問契約を締結していることを要するものとする。ただし、任期満了による退任、定年退職、会社都合による退任・退職、業務上の疾病に起因する退職、及び転籍その他正当な理由の存する場合で、当社の取締役会が特に認めて新株予約権の割当を受けた者に書面で通知したときは、地位喪失後6か月以内（ただし、権利行使期間内に限る。）又は権利行使期間開始の日より6か月以内のいずれかの期間内に限り権利行使することができる。

- ② その他の条件については、当社と新株予約権者との間で締結する新株予約権割当契約に定めるところによる。

(11) 新株予約権の取得事由及び取得の条件

- ① 当社が下記(13)に定める組織再編行為を行なう場合であって、同(13)に定める再編対象会社の新株予約権の交付を行わない場合には、当社は、取締役会が別に定める日において、新株予約権を無償にて取得することができる。
- ② 新株予約権者が、上記(10)に定める新株予約権の行使の条件（上記(10)②に基づき本割当契約に別に定める条件を含む。）を満たさず、新株予約権を行使できなくなった場合は、取締役会が別に定める日において、新株予約権を無償で取得できる。
- ③ その他の事由及び条件については、当社と新株予約権者との間で締結する新株予約権割当契約に定めるところによる。

(12) 新株予約権の譲渡制限

譲渡による新株予約権の取得については、当社の取締役会の承認を要するものとする。

(13) 組織再編行為の際の新株予約権の取扱い

当社が合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（以下、これらを総称して「組織再編行為」という。）をする場合には、当該組織再編行為の効力発生の時点において残存する新株予約権（以下、「残存新株予約権」という。）の新株予約権者に対し、以下の条件に従い、吸収合併存続会社、新設合併設立会社、吸収分割承継会社、新設分割設立会社、株式交換完全親会社、株式移転設立完全親会社（以下、これらを総称して「再編対象会社」という。）の新株予約権を交付するものとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の条件に従い再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

- ① 新株予約権の目的となる再編対象会社の株式の種類
再編対象会社の普通株式とする。
- ② 新株予約権の目的となる再編対象会社の株式の数
組織再編行為の条件等を勘案の上、付与株式数につき合理的な調整がなされた数（以下、「承継後付与株式数」という。）とする。新株予約権を行使した新株予約権者に交付する株式の数に1株に満たない端数がある場合には、これを切り捨てるものとする。
- ③ 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
組織再編行為の条件等を勘案の上、払込価額につき合理的な調整がなされた額に、承継後付与株式数を乗じた額とする。

④ 新株予約権を行使することができる期間

上記(8)に定める新株予約権の行使可能期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のいずれか遅い日から、上記(8)に定める新株予約権の行使可能期間の満了日までとする。

⑤ 新株予約権の行使により株式を発行する場合の増加する資本金及び資本準備金に関する事項

新株予約権の行使により株式を発行する場合の増加する資本金の額は、会社計算規則第40条第1項の定めるところに従って算出された資本金等増加限度額に0.5を乗じた金額とし、計算の結果1円未満の端数を生じる場合はその端数を切り上げた額とする。増加する資本準備金の額は、資本等増加限度額より増加する資本金の額を減じた額とする。

⑥ 新株予約権の行使の条件並びに新株予約権の取得事由及び取得の条件

上記(10)及び(11)に準じて決定する。

⑦ 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の承認を要するものとする。

(14) 新株予約権の割当対象者

当社従業員 18名

公開日 平成27年12月24日

作成基準日 平成27年11月27日

本店所在地 東京都千代田区丸の内一丁目11-1

お問い合わせ先 管理部 03-2666-0124